

教員免許取得を目指す皆さんへ【重要なお知らせ】

この度、教育職員免許法等が改正され、平成31年度以降に大学または大学院に入学し教員免許（一種免・専修免）取得を目指す方については、法改正後の新しい教職課程（以下、新課程）が適用されることとなります。

これに対し、現在大学または大学院に在学している方については、経過措置として、大学または大学院を卒業・修了するまでに教員免許取得のための所要資格を満たした場合は、平成31年度以降に卒業・修了する場合であっても従来の教職課程（以下、旧課程）が適用されます。

しかし、卒業・修了までに所要資格を満たすことができず、卒業・修了後、平成31年度以降に不足する教職科目を単位取得し所要資格を満たそうとする場合は、旧課程ではなく新課程が適用されます。（下記の例参照。）

●現在大学・大学院に在学している方（平成30年度以前入学生）について

[例①] 大学（学部）卒業後、平成31年度以降に大学院に進学または科目等履修生・教職聴講生として入学して一種免に必要な教職科目を単位取得し、一種免の取得を目指す場合。

[例②] 大学院（博士前期課程）修了後、平成31年度以降に博士後期課程に進学または科目等履修生・教職聴講生として入学して一種免または専修免に必要な教職科目を単位取得し、一種免または専修免の取得を目指す場合。

⇒ いずれの場合も新課程が適用される。

旧課程の時に単位修得した教職科目は新課程の科目に読み替えることが可能ですが、新課程の科目の一部については、旧課程の科目からの読み替えができず平成31年度以降に新たに単位取得しなければならないものがあります。

また、新課程の科目は、原則、平成31年度入学生の学年進行に沿って開講されるため、必ずしも平成31年度からすぐに開講されない場合があります。

このため、現在大学または大学院に在学している方で教員免許所得を目指す方については、卒業・修了までに旧課程の必要な教職科目を単位取得し所要資格を満たすことができるよう、計画的に教職科目を履修することをお勧めします。

なお、旧課程の科目・新課程の科目の読み替え方法（読み替えの可否）については、現在新課程について文部科学省の審査を受けている最中であるため、後日お知らせします。

平成30年8月28日

教育推進部教育企画課